

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人WCF

三 代表者の氏名

宮 城 恵

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 千葉県四街道市さちが丘一丁目十六番一号

（変更後） 埼玉県草加市栄町二丁目十一番三号五〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、主としてミャンマー連邦の青少年に対して物心両面のサポートをし、両国間の人的交流、ミュージシャンによるコンサート活動などの事業を行い、日本とミャンマー連邦との国際交流に寄与するとともに子供の健全育成を図ることを目的とする。